

○午前10時開議

○議長（松澤利行君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

渡 辺 裕 一 君

中 塚 亮 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（松澤利行君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き

一般質問

を行います。

ご指名申し上げます。

芹澤裕次郎君。

〔芹澤裕次郎君登壇〕

○芹澤裕次郎君 品川区議会自民党・子ども未来を代表して、通告順に従い質問を行います。よろしくお願いたします。

初めに、防災対策について伺います。

1つ目がドローンの活用であります。

災害時に行政が果たすべき役割として、災害状況の把握が挙げられます。国、東京都、周辺の自治体などと連携しながら、区内のどこで何が起きているのか、何が必要なのかを迅速に、的確に把握し、適宜指示を出すことで、多くの人命が救われると考えます。

災害時に状況を把握する手段の1つとして、家屋の倒壊、延焼や、放置車両、電柱の倒壊などによる道路閉鎖の影響を受けづらいドローンの活用が全区的に注目されております。これについては、他の議員の質問でも多く取り上げられておりであり、品川区ではドローンの活用について協定を結ぶ方向かと思いますが、まず、その進捗をお示してください。

また、ドローン活用の協定については、これから詰めていく部分も多いかと思いますが、災害時には緊急的に、区内全域的に必要になります。そのため、災害後に機械・人材の提供を待つのではなく、例えば防災無線のように区役所や地域センターごとに事前に配備しておき、いつ災害が起きても職員が緊急に対応できるような体制を構築することもさらなる備えとして必要かと思いますが、いかがでしょうか。

また、ドローン協定では機器のレンタルも協定内容に含まれるのかと思いますが、夜間や雨天時などさまざまな状況に対応できるようにするため、高倍率カメラやサーモグラフィー、夜間スコープ等の特殊な状況でも対応できる機器をドローンに搭載することによって、環境に左右されずに被災者の救助活動に大きく寄与できると考えております。機器の配備についての見解をお聞かせください。

加えて、ドローンは、通常、航空法、道路交通法、民法等の規制により、飛行前には事前に申請を行

い、許可を得ることが必要となっております。事故や災害時において、国や地方公共団体、またこれらの者の依頼を受けた者が捜索または人命救助を行う場合には、飛行の事前申請は例外的に不要とされておりますが、発災後にドローンの運用を開始する場合、医薬品、食料、介護用品など、被災者にとって緊急性の高い支援物資の配達を行うことができません。

昨年、区長選の公約の1つに「避難場所への支援物資を行き届かせるシステムの作成」というものがありました。また、昨年、第4回定例会では、我が会派、伊藤昌宏議員が質問した災害時のドローン活用に対して、区からは「情報収集、避難誘導、物資輸送」における活用を検討しているとのことご答弁がありました。現行制度では、事前申請をすることで1年間ドローンの飛行許可を得ることができます。支援物資の迅速な配達を念頭に置くと、事前に必要な許可をとっておき、1年ごとに更新をしていくことがよいかと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、災害時のWi-Fi活用について伺います。

2011年に起きた東日本大震災では、地震発生直後から安否確認を中心とした電話・ネット通信の需要が爆発的に増え、いわゆる3G、4Gといった携帯電話通信のふくそうにより長期間家族との連絡がとれなかった事態がありました。

この対策として、区は公衆電話など固定電話回線を増やすことに取り組んでおり、非常に効果があるものと期待をしております。一方で、公衆電話を使ったことのない若い世代にとっては、どこに設置してあるか意識をしていない、災害時に使えることを知らない、そもそも使い方がわからないなどの意見も多くあり、そういった世代に対して、公衆電話の設置場所、利用方法、周知をしていくことが重要かと思いますが、区のこれまでの周知活動をお示してください。

加えて、公衆電話の設置だけではなく、それぞれが持つスマートフォンをいかに使えるようにすることも大切かと考えます。区では、広域避難所となる大規模公園や総合庁舎、地域センターには既にフリーWi-Fiを整備されておりますが、災害時において被災者がしばらくの間滞在することとなる避難場所においても通信可能な環境を整えることが、区民の安心の確保や利便性の向上につながるのではないのでしょうか。

現在のコミュニケーション手段としては、携帯電話通信に依存しないSNS等によるメッセージの送受信や電話が主流であります。災害時には携帯電話通信が使えなくなる可能性が高いことを想定すると、補完的手段として公共Wi-Fiを整備しておくことが有効かと思っております。各避難所に対してWi-Fiの整備の区の見解をお聞かせください。

関連して、スマートフォンの通信環境の確保とあわせて、やはり電源の確保も重要と考えております。避難所への蓄電池および発電機の配備とあわせて、スマートフォンやタブレットなど区民の電子端末の充電機器の配備についてもご見解をお聞かせください。

次に、福祉と衛生について伺います。

区では、区民の健康増進を図るため、区民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」楽しめる、気軽な体操として、「しながわ体操」を考案いたしました。昨年度には、完成したこの体操を普及させていくため、今年度はしながわ体操にかかわる講師を招く講演会・実技講演会の実施、指導者向け実技指導会の実施を行っていると思っておりますが、これらの開催回数、参加人数の実績があれば教えてください。

また、区民にしながわ体操を周知させる、また普及させることと習慣として定着させることの間には、なかなか高い壁があるのかと思っております。そこに対する取り組みは、まず普及させてから着手するという

ことでしょうか。

例えば文京区では、高齢者の健康増進・介護予防のため、文の京（ふみのみや）介護予防体操を考案し、介護予防ボランティアの方が中心となって、毎週14か所で体操教室を実施しているそうです。

ここ数年ではスポーツジムやフィットネスクラブが流行していますが、運動を行う場所や強いモチベーションがなければ1人で運動を続けていくことは困難であります。

しながわ体操を定着させるための支援の1つとして、例えば高齢者クラブの友愛活動にこの体操を組み込んではいかがでしょうか。高齢者クラブは、区内全域に存在し、多くの会員でにぎわっております。区内高齢者クラブで取り入れることによって、区民からの認知度が劇的に上がると考えております。また、定員オーバーになるほど大変人気だったと伺っております「しながわ健康ポイント」と連携をすることもあわせて検討してはいかがでしょうか。

しながわ体操、友愛活動、しながわ健康ポイントは、全て区民の健康促進を目的としたものであり、区が包括して連携させることは、健康増進のみならず、地域のコミュニティ形成や見守りネットワークの強化にも資するのではないかと考えます。

続けて、まちの美化について伺います。

地域の方から、一部のワンルームマンション居住者のごみ出しマナーについて心配する声をいただきました。ワンルームマンションには管理人が常駐していないものもあり、また居住者も日中は不在していることが多く、ごみ出しの曜日や分別などなかなか改善されないと聞いております。

区民が衛生的で快適な生活を送り続ける、あるいは区の魅力を発信し観光客を呼び込むことに対して、まちを少しでもきれいにしていくというのは、基本でありながら重要なことだと考えます。

周知・啓発を行う対象や効果的な時間帯をどのように設定するかなど、改善に向けてはなかなか難しい点があるかと思いますが、区の単身世帯のごみ出しマナーに対しどのような取り組みを行っているのか、お聞かせください。

続けて、外国人居住者のごみ出しについても伺います。

区の公表している世帯と人口のデータを見ると、過去5年間で区内の日本人居住者の数が約5%増えたのに対し、外国人居住者数は20%増と、実数ではなく比率の話にはなりますが、外国人の方が日本人よりも増え方が大きくなっております。これは、品川というよりも日本全体の傾向として外国人人口の増加と都市部への集中があるため、人口の増え方そのものに対して区に何か求めるものではありませんが、今後も同様の傾向が続いていくことを考えると、人口増によって生じる課題に対しては、ある程度施策として力を入れていくことも必要になるのかと思います。

もちろん外国人がいい悪いという話ではなく、やはりそれぞれの母国と比べて言語や生活習慣の差がありますので、理解が難しい。自治体にとってルール異なるごみ出しについてはなおさらであると考えております。

品川区では「ごみ・資源の出し方分け方」を英語・中国語・韓国語で発行しておりますが、基本的なルールを全世帯に対して一律に周知するほか、地域で生活していく決まりをより正しく多くの人に理解してもらうため、区から働きかけている施策があれば教えてください。

関連して、民泊事業者に対しての管理体制についても伺います。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会を視野に、国際都市への推進を目的として、2017年、大田区で特区民泊が始まり、翌年には民泊法が制定され、品川区内でも民泊が行われることになりました。これにより、ウェブ上では区内の民泊と思われる施設が幾つか掲載をされております。

品川区に申請している民泊の件数と、違法民泊の取り締まり活動についてお示しください。また、許可を得た合法民泊においても、ホテル・民宿と異なり、管理人がいない場合が多く、やはりごみ出しの問題が出ております。

特に、民泊ごみに対しては、通常、事業系ごみとしての扱いのため、一般のごみ集積所に出すことはできず、各オーナーが一般産業廃棄物収集運搬業許可業者と契約を結ぶ必要があります。また、排出ごみの量が少ない一部の事業者にのみ、品川区の特定ステッカーを張ることで一般のごみ集積所を利用することができることとなります。どちらの場合においても通常の家庭ごみとの出し方が異なりますため、区から民泊事業者への説明はもちろん、民泊事業者から宿泊者への注意喚起も徹底されていなくてはなりません。

合法民泊において、区で場所の特定ができていると思いますが、そのごみや集積所の管理について、苦情件数、改善等の把握している範囲で教えてください。

続いて、教育支援について伺います。

行政にとって子どもたちは宝であり、彼らへの教育を支援することが将来的に自治体を成長させる大きな力となることは言うまでもありません。この教育支援の分野では、教育の質の向上と教育費負担の軽減に分かれ、区でも多くの支援をしてきたことと思います。

教育費負担については、小学校入学前と高等教育、いわゆる大学等の教育段階での各家庭の負担が大きくなるのが文部科学省の資料でも明らかとなっております。

国が支援している奨学金制度では、大学生向けの給付型奨学金の創設や無利息貸与型の対象枠拡大が行われることとなりました。これまで以上に多くの子どもたちにより多くの学びの機会を与えられることを非常にうれしく思っております。

しかしながら、制度変更を踏まえても、申込数が多く年度の予算枠を超えた場合や申請者に保証人がいない場合には、無利息貸与型が受けられず有利息での貸与となり、また、そもそも無利息貸与型の月額では大学の授業料より低い場合が多く、授業料の高騰や進学率の向上を考えると、有利息貸与型の奨学金を借りる学生はこれからもなかなか減っていかないことが想定されます。

将来、地域や国を支えていく子どもたちの選択肢を広げ、なるべく負担を軽くするために、区が国の制度を補完し、大学進学希望者・大学生を対象とした奨学金制度の創設をすることを検討してはいかがでしょうか。

例えば大田区では、大学入学予定者を対象として、給付型奨学金や無利息貸与型の奨学金が整備されており、これらの制度でももちろん審査や人数の上限設定はあるものの、支援を受けることのできる家庭は増えております。

現在、品川区独自の奨学金として対象を高校生までとした制度が用意されておりますが、大学生を対象とした無利息貸与型の奨学金の創設を検討してはいかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

最後に、観光ビジョンについて伺います。

東京オリンピック・パラリンピック大会の開催がいよいよ来年に迫り、これまで以上に多くの外国人観光客が東京へ観光に訪れることとなります。外国人観光客の最近の傾向として、いわゆる観光本を買って史跡やブランド店など有名スポットに行くというよりは、SNS等での話題のスポットへ行くことが増えてきたという話を伺いました。

これにより、東京へ訪れようとしている方に対して、海外のSNS対策といえますか、品川区の魅力を知り、訪問先として選んでいただけるような広報活動を行っているのか、お聞かせください。

さらに一歩進んだ取り組みとして、ただ一度訪れるだけではなく、また訪れたいくなるような工夫が期待されます。品川区に来ていただいた観光客が再び家族や友人を連れてきたくなるようなアプローチを行うことも効果的と考えますが、いかがでしょうか。

また、海外の方が日本に観光に来た際に困る点として、フリーWi-Fiスポットが少なく、現地情報をとれずに時間を無駄にしてしまうといったことがよく挙げられます。

例えば区内を走る交通機関では、都営地下鉄線や東京メトロなど駅構内や電車内でのフリーWi-Fiを提供しており、少しずつ民間でのサービスも広がっております。

既に区役所総合庁舎等の公共施設に対して整備を進めながら、駅を基本とした民間でのフリーWi-Fi整備を支援する方針を区でもとっております。しかしながら、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会を外国人観光客誘致の最大のチャンスと捉えるのであれば、現在の支援体制では大会開催までに十分な通信環境を整備することができないと考えます。

品川区の観光名所、あるいは観光名所となり得る魅力的な場所に対して、エリア一帯でのフリーWi-Fiの提供を検討してはいかがでしょうか。

また、フリーWi-Fiの利用を始める瞬間というのは、品川区の行政サービスとつながる瞬間でもあります。フリーWi-Fi接続時の認証画面に品川区のお勧め観光スポットの情報提供を行うことは技術的にできるのでしょうか。可能であれば、観光客が自身で検索をして、あまたの情報の中から品川区のスポットを選んでいただく広報活動に比べて、品川区にいる観光客に対してさらなる近隣お勧めスポットを宣伝できるわけでありますので、非常に効果が高いと考えております。区の方針をお聞かせください。

また、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、これまで以上に多くの、またさまざまな方々が品川区内、そして区の施設に訪れることになると思います。そうしたニーズに対応するため、バリアフリー化やトイレの洋式化など、これまで以上に前向きに取り組むべきかと思いますが、現在の区の施設のうちバリアフリー化、トイレの洋式化、それぞれどの程度進んでいるのか、また、東京オリンピック・パラリンピック大会開催時にはどの程度まで進む予定になるのか、お聞かせください。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、外国人観光客の誘致・再訪問についてお答えを申し上げます。

初めに、SNS等による情報発信でありますけれども、「個人のブログ」や「SNS」など、双方向のコミュニケーションができる媒体は、外国人旅行者が訪日に際し観光情報を入手するための有効なツールであると認識しております。

今年度は、中国や台湾、タイの人気ブロガーを招聘し、区内観光スポットでの体験をブログから発信する取り組みを開始いたしました。また、訪日旅行者向けサイトでは、外国人ライターによる体験記事の連載など、実体験に基づくリアルな情報発信にも力を入れております。そのほか海外旅行博への出展によるPRや現地でのニーズ把握など、今後ともさまざまな機会やツールを活用し、しながわ観光の魅力を効果的に発信してまいります。

次に、再訪問についてですが、外国人旅行者の多くが日本人の親切さに魅力を感じております。今年度は、店舗や観光スポットなどで活用できる「おもてなしガイドブック」を作成し、外国人旅行者との円滑なコミュニケーションに役立ててもらおうよう取り組んでおります。

今後も外国人への「おもてなし」に積極的な店舗の発掘やPRをさらに進め、区内観光の魅力を高め

るなど、「繰り返し訪れてたのしいまち、しながわ」の実現をめざしてまいります。

その他のご質問等については、各担当よりお答えを申し上げます。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、防災についてお答えいたします。

初めに、ドローンについてですが、これまで調整を進めていた事業者との間で、1月に災害時協力協定を締結いたしました。しかしながら、災害時の実効性を高めるためには、区も運用にかかわることが必要であるとの認識から、職員による操縦のための研修の受講や機材の購入を進めてまいります。また、高倍率カメラなどの特殊機材につきましては、まずは専門的知見を有する事業者との協定締結に向けた協議を行っているところです。

また、国への許可・承認申請については、物資運搬を含めた内容で申請することを考えており、準備でき次第手続を進めてまいります。

次に、災害時の通信環境の整備についてですが、区では、避難所に特設公衆電話を準備するとともに、避難所運営訓練の際に一部避難所では設置訓練を行うなど、災害時の通信の確保に努めているところです。引き続き、一般の公衆電話を含めて、設置場所や利用方法について、NTT東日本とも連携して周知を進めてまいります。

また、各避難所でのWi-Fi利用環境の整備については、通信事業者が進めている広域的な無線環境である地域BWAを活用した整備を進めていく予定です。

次に、電源の確保についてですが、区民にとってスマートフォンやタブレットは発災時の情報収集手段として重要性が高まってきており、来年度、区民避難所や区有施設等に充電のための蓄電池や充電器を配備する予定です。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（安藤正純君） 私からは、しながわ体操の普及についてお答えいたします。

初めに、今年度実施した事業実績についてですが、指導者養成を目的に実施した実技講習会には48人、普及イベントには子どもから高齢者までの161人が参加をしました。

また、しながわ体操の取り組みについてですが、これまでは、まず、区民の皆様に広く知っていただくために、品川区トリム体操連盟やスポーツ推進委員の指導者を対象に実技講習会を展開してまいりました。今年度からは、サークルやグループ等に指導員を派遣する出前教室を実施し、普及・定着に努めているところです。

次に、高齢者クラブの活動にしながわ体操を取り入れるご提案ですが、現在、高齢者クラブでは、ラジオ体操が広く普及しているとともに、他区と合同で開催する行事では、全国老人クラブ連合会が推奨する「いきいきクラブ体操」を行っているため、新たな体操を増やすのは難しい状況です。

次に、しながわ健康ポイント事業についてですが、既に地域スポーツクラブが開催する健康体操教室の参加者にポイントを付与しており、こうしたスキームの活用を検討してまいります。

今後も、しながわ体操を日々の生活の中で、いつでも、どこでも、気軽にできる体操として普及し、健康長寿社会の実現をめざしてまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、ごみの排出マナー向上への取り組み等についてお答えいたします。

初めに、単身世帯に対するマナー向上への取り組みについてですが、これまでも不適正な排出がある

場合には清掃事務所にて指導または助言を行ってきたところです。ご指摘のワンルーム等の集合住宅においては、管理人が常駐していないケースが多いため、建物の管理会社を通じて居住者に改善を促しています。さらに、啓発チラシの各戸への投入や直接訪問により排出マナーについての理解と協力を求めているところがございます。引き続きマナー向上に粘り強く取り組んでまいります。

次に、外国人居住者のごみ出しについてですが、転入手続の際、窓口にて「ごみ・資源の出し方・分け方」の外国語版の啓発冊子にてご案内するとともに、収集現場において居住者の排出状況を確認しながら、リーフレット等を活用して個別に排出ルールを説明しているところがございます。ちょっとした知識不足で外国人居住者の方々が良好な近隣関係を壊すことがないように、今後もわかりやすい説明に努めてまいります。

次に、住宅宿泊事業、いわゆる民泊についてですが、申請件数は昨年6月15日の住宅宿泊事業法施行から平成31年1月15日までに80件で、そのうち、5件は廃止届が出され、現在75件が営業しております。また、法定の手続を行っていない違法民泊の取り締まりについては、保健所にて旅館業法に基づく立入検査の権限により、区内各警察署と連携して対応しています。具体的には、近隣住民の方から通報、苦情などにより現地を確認し、未届けの場合には適正な届け出を出すよう指導します。これまでに違法民泊が疑われるものを10件把握、そして指導いたしまして、そのうち、9件は事業を取りやめ、1件は現在調査が行われております。

次に、民泊から排出されるごみや集積所の管理についてですが、法施行から8件の苦情がありました。事業者への指導により生活環境の悪化は回避されていますが、引き続き排出状況調査を継続することにより周辺の環境の維持に努めてまいります。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、奨学金についてのご質問についてお答えいたします。

区では、現在、高校生を対象とする奨学金制度を導入しております。平成30年度には在学応援資金の創設など、制度の拡充に取り組んでいるところです。

大学生を対象とした奨学金制度でございますが、国が授業料減免や奨学金拡大を行う高等教育無償化法案を閣議決定しておりますし、東京都や大学をはじめ、さまざまな事業者が奨学金制度を設けておりますので、区として大学までの奨学金を創設する考えはございません。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 私からは、観光にかかわるWi-Fiおよび施設のバリアフリー化についてお答えいたします。

まず、Wi-Fi整備についてですが、区では、区民の利便性向上や地域のにぎわいづくりなどを目的に、区有施設や駅周辺など公共性の高いエリアへの整備を進めております。観光スポットへの展開につきましても、平成30年度は品川歴史館に整備を行い、平成31年度は天王洲地区や五反田ふれあい水辺広場周辺への整備も予定するなど、着実に進めてまいります。

次に、Wi-Fi接続時の観光情報の提供についてですが、現在はWi-Fi接続時に区ホームページにつながる設定を行っておりますが、他のサイトへの誘導も技術的に可能です。

国内外からの観光客の区内での回遊性を高めるため、Wi-Fi接続時に周辺の観光スポットを案内する仕組みや、多言語対応の観光情報サイトにつなげるなど、効果的な情報提供について工夫してまいります。

次に、区施設のバリアフリー化についてであります。

これまでも区は、区有施設において、段差解消や手すりの設置など、バリアフリー化について積極的に進めてきたところであり、ほぼ全施設において対応してまいりました。

現在は、オリンピック・パラリンピックの開催を前に、障害者差別解消法の施行なども踏まえ、オリンピック競技会場や天王洲公園周辺をはじめ、大井町駅周辺や旗の台駅周辺を重点地区として、誰でもトイレの高機能化や視覚障害者用誘導ブロックの設置など、よりきめ細やかなバリアフリー化を進めているところです。

次に、トイレの洋式化については、区施設では31年度にはおおむね8割に達する見込みであり、引き続き早期達成に向けて事業を進めてまいります。また、公衆便所や公園のトイレは、おもてなしトイレ事業として計画的に進めており、東京2020大会開催時期までに全ての公衆便所を洋式化してまいります。

○議長（松澤利行君） 以上で芹澤裕次郎君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。区長から、請願・陳情の処理経過および結果の報告、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分等の報告3件、監査委員から、平成30年10月、11月および12月、各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受領し、お手元に配付してあります。

次に、日程第2から日程第21までの20件を一括議題に供します。

日程第2

第10号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日程第3

第11号議案 品川区職員定数条例の一部を改正する条例

日程第4

第12号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第13号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第14号議案 品川区職員住宅資金融資あつ旋条例を廃止する条例

日程第7

第15号議案 品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

日程第8

第16号議案 品川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

日程第9

第17号議案 品川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第10

第18号議案 品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第11

第19号議案 品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第12

第20号議案 品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例

日程第13

第21号議案 品川区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第14

第22号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

日程第15

第23号議案 品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第16

第24号議案 品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

日程第17

第25号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例

日程第18

第26号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第19

第27号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第20

第28号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第21

第29号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第10号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことおよび個人番号を利用する事務が終了することに伴い、個人番号の利用範囲を改めるものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第11号議案、品川区職員定数条例の一部を改正する条例について。

本案は、児童相談所の開設準備等による増員を行う一方、執行体制の見直し等による減員を行い、職員の定数を2,480人から9人増員の2,489人とするものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第12号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の改正および人事院規則の改正を踏まえ、民間労働者および国家公務員との均衡を図るため、職員の超過勤務に関し上限時間等を定めるものであります。

なお、関係条例の規定を整備するため、附則において、職員の給与に関する条例の一部改正を行っております。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第13号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき職員を派遣することができる団体として、公益社団法人品川区シルバー人材センター等の5法人を追加するものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第14号議案、品川区職員住宅資金融資あつ旋条例を廃止する条例について。

本案は、職員住宅資金融資あつ旋制度について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、本制度を廃止するものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第15号議案、品川区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について。

本案は、子ども・子育て会議の庶務を処理する課を、子ども未来部子ども育成課から子ども未来部保育課へ変更するものであります。

なお、関係条例の規定を整備するため、附則において、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第16号議案、品川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例について。

本案は、女性福祉資金の貸付制度について、貸し付け実績、他の貸付制度の状況等を踏まえ、本制度を廃止するものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第17号議案、品川区児童育成手当条例の一部を改正する条例および第18号議案、品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

両案は、所得税法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

両条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第19号議案、品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、これまで中学生までを対象としていた子どもすこやか医療費助成制度について、子育て支援のさらなる充実を図るため、入院医療費の助成対象の範囲を高校生まで拡大するものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第20号議案、品川区立高齢者住宅条例の一部を改正する条例について。

本案は、区が期間を定めて借り上げている高齢者住宅「バンブーガーデン」について、建物所有者との契約を更新することに伴い、当該住宅の使用料を月額7万2,000円に改めるものであります。

本条例は、平成31年8月1日から施行するものであります。

次に、第21号議案、品川区障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について。

本案は、所得税法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第22号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例について。

本案は、建築基準法が改正されたことに伴い、用途地域における建築物の建築の特例許可に関する審査手数料等を定めるものであります。

本条例は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものであります。

次に、第23号議案、品川区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、第24号議案、品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例および第25号議案、品川区立公園条例の一部を改正する条例について。

これら3議案は、平成30年1月に固定資産税評価額が評価替えされたことに伴い、これを算定基礎とする道路占用料、法定外公共物の占用料および区立公園の占用料をそれぞれ改定するものであります。

このほか、品川区道路占用料等徴収条例の一部改正におきましては、地下に設ける食事施設等を新たに占用を許可する物件として追加し、品川区立公園条例の一部改正におきましては、公園施設の建築面積の基準を見直すほか、規定を整備するものであります。

これら3条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第26号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、都立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例が改正されたことを踏まえ、都立学校の学校医等との均衡を図るため、補償基礎額を改めるものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第27号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例および第28号議案、学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

両案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の改正等を踏まえ、幼稚園教育職員および学校教育職員の超過勤務に関し上限時間等を定めるものであります。

なお、両条例の附則において、関係条例の規定整備を行っております。

両条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第29号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、平成30年10月10日に行われました特別区人事委員会勧告を踏まえ、東京都の教育職員との均衡を考慮して、区費負担の学校教育職員の初任層における給料を引き上げるものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で20議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

なお、第12号議案、第13号議案および第27号議案から第29号議案までの5件につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を徴しております。回答はお手元に配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第2から日程第6までの5件につきましては総務委員会に、日程第7から日程第11まで、および日程第18から第21までの9件につきましては文教委員会に、日程第12および日程第13の2件につきましては厚生委員会に、日程第14から日程第17までの4件につきましては建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第22から日程第30までの9件を一括議題に供します。

- 第1号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算
日程第23
- 第2号議案 平成30年度品川区国民健康保険事業会計補正予算
日程第24
- 第3号議案 平成30年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第25
- 第4号議案 平成30年度品川区介護保険特別会計補正予算
日程第26
- 第5号議案 平成31年度品川区一般会計予算
日程第27
- 第6号議案 平成31年度品川区国民健康保険事業会計予算
日程第28
- 第7号議案 平成31年度品川区後期高齢者医療特別会計予算
日程第29
- 第8号議案 平成31年度品川区介護保険特別会計予算
日程第30
- 第9号議案 平成31年度品川区災害復旧特別会計予算
-

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 平成30年度品川区各会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国庫支出金等の特定財源に連動して追加等が必要となった経費、また、やむを得ず予定を変更せざるを得ない経費などを基本に編成をいたしました。

初めに、第1号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算は、歳入歳出とも10億2,198万1,000円を追加し、総額を1,759億9,278万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容についてご説明をいたします。

第1款特別区税は23億3,000万円の増額で特別区民税の追加、第9款特別区交付金は普通交付金を67億円増額するものであります。

第13款国庫支出金は18億2,688万7,000円の減額で、社会資本整備総合交付金の減額、保育所等整備交付金の新規計上、第14款都支出金は11億2,101万9,000円の減額で、待機児童解消区市町村支援事業補助金の減額、都市計画交付金の追加であります。

第15款財産収入は2,539万5,000円の増額、第16款寄附金は2,414万1,000円の増額であります。

第17款繰入金は75億5,207万9,000円の減額、第18款繰越金は28億7,092万円の増額、第19款諸収入は4億2,849万円の減額であります。

次に、歳出の主な内容は、第2款総務費は86億1,443万8,000円の増額で、財政調整基金、公共施設整備基金積立金の追加、第3款民生費は61億126万円の減額で、障害児者総合支援施設建設経費、私立保育園費の減額、第7款衛生費は679万2,000円の増額で、感染症対策事業の追加であります。

第5款産業経済費は1,060万円の減額、第6款土木費は64億5,018万9,000円の減額で、市街地整備事業費、公園・児童遊園整備費および都市防災まちづくり事業費の減額、第7款教育費は49億6,280万円

の増額で、義務教育施設整備基金積立金の追加であります。

次に、債務負担行為は、追加10件、変更4件であります。

続きまして、第2号議案、平成30年度品川区国民健康保険事業会計補正予算は、歳入歳出とも7,810万2,000円を追加し、総額を380億4,087万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、第1款国民健康保険料が7,723万7,000円の減額、第5款都支出金は4億2,645万6,000円の減額、第6款繰入金は8億8,711万1,000円の減額、第7款繰越金は14億4,370万4,000円の増額であります。

次に、歳出の主な内容は、第2款保険給付費が4億2,529万円の減額、第4款保健事業費は6,171万4,000円の減額、第5款諸支出金は5億8,603万1,000円の増額で、過年度分の国庫支出金返還金等の追加であります。

続きまして、第3号議案、平成30年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出とも2,479万3,000円を減額し、総額を83億1,647万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、第1款後期高齢者医療保険料が9,717万円の増額、第4款繰入金は1億7,395万1,000円の減額、第5款繰越金は5,048万3,000円の増額であります。

歳出の主な内容は、第2款分担金及び負担金が759万6,000円の増額、第3款保健事業費は2,755万9,000円の減額であります。

続きまして、第4号議案、平成30年度品川区介護保険特別会計補正予算は、歳入歳出とも8億1万円を追加し、総額を252億7,575万9,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、第3款国庫支出金が1億6,008万5,000円の増額、第4款支払基金交付金は1億3,406万2,000円の増額、第8款繰越金は3億7,607万円の増額であります。

歳出の主な内容は、第2款保険給付費が4億6,900万円の増額で、サービス給付費の追加、第4款基金積立金は5,670万4,000円の増額、第5款諸支出金は2億7,041万6,000円の増額で、過年度分の保険給付費負担金等返還金であります。

次に、平成31年度品川区各会計当初予算についてご説明を申し上げます。

本案は、区長が施政方針において申し上げましたとおり、新たな長期基本計画の策定を前に、次なる一歩を踏み出すための未来を見据えた積極予算として編成したものでございます。

初めに、第5号議案、平成31年度品川区一般会計予算は、総額1,877億5,400万円で、前年度当初予算に比べ131億7,600万円、率にして7.5%の増であります。

主な款別予算の内容についてご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。第1款特別区税から第10款交通安全対策特別交付金までの一般財源は1,001億6,390万円で、前年度当初予算に比べ35億640万円の増であります。

一般財源の主な内容は、第1款特別区税が478億2,100万円で5.8%の増、そのうち特別区民税は446億3,450万円で6.3%の増であります。

第9款特別区交付金は421億円で3.7%の増であります。

特定財源の主な内容は、第12款使用料及び手数料が43億6,938万7,000円、第13款国庫支出金は277億5,052万5,000円で、密集市街地総合防災事業補助金の減等により0.4%の減、第14款都支出金は160億9,461万4,000円で、保育対策総合支援事業費補助金の増等により4.4%の増、第17款繰入金は249億7,881万2,000円で、高齢者福祉施設整備費、学校改築推進経費への基金繰り入れの増により35.1%の増、第19款諸収入は74億5,250万7,000円で、都市基盤整備収入の増等により59.4%の増であります。

続きまして、歳出であります。第1款議会費は8億5,786万1,000円、第2款総務費は211億7,972万6,000円で、主な内容は、情報化推進費、人事管理費などの総務管理費、地域振興経費、都市型観光プラン推進事業、地域スポーツ推進費などの地域振興費および徴税费などです。

第3款民生費は926億547万9,000円で、高齢者福祉費、障害者福祉費などの社会福祉費、児童センター運営費、区立保育園運営費、私立保育園経費などの児童福祉費および生活保護費です。

第4款衛生費は123億9,909万4,000円で、母子健康診査費、予防接種費などの保健衛生費、環境対策費、リサイクル推進費などの環境費および収集運搬作業費などの清掃費です。

第5款産業経済費は27億4,314万6,000円で、中小企業事業資金融資あっせん、就業支援費、中小企業や商店街に対する活性化支援事業などです。

第6款土木費は317億7,574万円で、交通安全啓発費、駅周辺等放置自転車対策事業などの土木管理費、道路改良費、都市計画道路整備事業などの道路橋梁費、水辺利活用事業、排水施設建設事業などの河川費、市街地整備事業費、公園・児童遊園整備などの都市計画費、建築物耐震化支援費などの建築費、住宅費および応急活動対策費などの防災費です。

第7款教育費は245億5,088万7,000円で、就学支援費、ルネサンス推進事業、特別支援教育費、図書館費などの教育総務費、学校ICT活用経費、学校環境整備事業、学校施設建設費などの学校教育費です。

第8款公債費は13億4,206万7,000円です。

債務負担行為は、品川区土地開発公社から取得する用地費および工期等が複数年度にわたるものなどについて設定をいたしました。

一時借入金は、最高額を50億円といたします。

続きまして、第6号議案、平成31年度品川区国民健康保険事業会計予算についてご説明をいたします。予算総額は364億1,781万5,000円で、前年度当初予算に比べ4.1%の減です。

歳入の主な内容は、第1款国民健康保険料が96億7,881万8,000円、第4款都支出金は226億9,788万1,000円、第5款繰入金は37億9,741万9,000円です。

歳出の主な内容は、第1款総務費が8億3,407万円、第2款保険給付費は224億3,320万2,000円で療養諸費等、第3款国民健康保険事業費納付金は125億1,864万2,000円で東京都への納付金、第4款保健事業費は3億7,116万9,000円で特定健康診査事業費等です。

続きまして、第7号議案、平成31年度品川区後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

予算総額86億4,686万5,000円で、前年度当初予算に比べ3.7%の増です。

歳入の主な内容は、第1款後期高齢者医療保険料が41億3,017万7,000円、第4款繰入金は42億4,738万2,000円、第6款諸収入は2億5,848万8,000円です。

歳出の主な内容は、第1款総務費は2億913万8,000円、第2款分担金及び負担金は79億354万9,000円で広域連合への負担金、第3款保健事業費は3億3,894万8,000円で健康診査費等、第4款保険給付費は1億6,800万円で葬祭費です。

続きまして、第8号議案、平成31年度品川区介護保険特別会計予算についてご説明をいたします。

予算総額は254億9,250万8,000円で、前年度当初予算に比べ4.2%の増です。

歳入の主な内容は、第1款保険料が55億3,632万2,000円、第3款国庫支出金は53億9,537万円、第4款支払基金交付金は65億6,654万8,000円、第5款都支出金は36億5,909万2,000円、第7款繰入金は43億

92万2,000円であります。

歳出の主な内容は、第1款総務費が6億6,639万7,000円、第2款保険給付費は231億2,940万円で、居宅介護サービス等諸費、施設介護サービス費等、第3款地域支援事業費は16億7,013万7,000円で、介護予防事業、包括的支援事業等であります。

続きまして、第9号議案、平成31年度品川区災害復旧特別会計予算についてご説明をいたします。

予算総額は15億円であります。

歳入、第1款繰入金は15億円で、災害復旧基金からの繰り入れであります。

歳出、第1款災害復旧費は15億円で、災害救助事業費等であります。

以上で9議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

本件の審査につきましては、お手元に配付のとおり動議が提出されております。

本動議を議題に供します。

お諮りいたします。本動議のとおり予算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、本件は動議のとおり予算特別委員会を設置し、これに審査事項を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付してあります予算特別委員名簿のとおり指名いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員は名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、予算特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、第1委員会室に委員会を招集いたします。議事の進行上、暫時休憩いたします。

○午前11時01分休憩

○午前11時12分開議

○議長（松澤利行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました予算特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告いたします。

予算特別委員会委員長、たけうち忍君、副委員長、高橋伸明君、副委員長、中塚亮君、以上のとおりであります。

この際、お諮りいたします。ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1および追加日程第2の2件を一括議題に供します。

追加日程第1

第30号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

追加日程第2

第31号議案 指定管理者の指定について

○議長（松澤利行君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第30号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、国民健康保険条例に所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、国民健康保険の基礎賦課額の保険料率等について、所得割を100分の7.32から100分の7.25に、被保険者均等割を3万9,000円から3万9,900円に、基礎賦課限度額58万円から61万円に改定するものであります。

第2に、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率等について、所得割を100分の2.22から100分の2.24に、被保険者均等割を1万2,000円から1万2,300円に改定するものであります。

第3に、低所得者の保険料軽減にかかわる所得基準額を引き上げるものであります。

本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

次に、第31号議案、指定管理者の指定について。

本案は、品川区立障害児者総合支援施設を構成する各施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、第1に、福祉型児童発達支援センターおよび訪問系サービス事業所の部分について、社会福祉法人ゆうゆう、第2に、障害者生活支援センターの部分について、社会福祉法人グロー、第3に、日中活動・短期入所系サービスセンターおよび障害者地域活動支援センターの部分について、社会福祉法人愛成会であります。

指定期間は、平成31年10月1日から平成34年9月30日までの3年間であります。

以上で2議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松澤利行君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

追加日程第1および追加日程第2の2件につきましては、厚生委員会に付託いたします。

次に、日程第31を議題に供します。

日程第31

請願・陳情の付託

○議長（松澤利行君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、同表の特別委員会付託分にあります平成31年請願第8号および同年陳情第2号の2件につきましては行財政改革特別委員会に付託いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、文書表の特別委員会付託分のとおり、平成31年請願第8号および同年陳情第2号の2件につきましては行財政改革特別委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、3月6日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は3月7日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午前11時17分散会

議長 松澤利行
署名人 渡辺裕一
中塚 亮